

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 19 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531000

研究課題名(和文) 教育「支援」とその「排除性」に関する比較史研究

研究課題名(英文) Comparative research on history of educational "supports" and its "exclusive"

研究代表者

三時 眞貴子 (Santoki, Makiko)

広島大学・教育学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：90335711

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円、(間接経費) 1,140,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまで社会的な困難を抱えている人々に対して行われてきた教育「支援」に焦点を当て、「支援」を行うことで生まれてしまう「排除性」に着目した国際比較史研究である。具体的には、19世紀から20世紀における、日本、イギリス、ドイツ、オーストリア、ハンガリーにおいて行われた「児童保護と母親教育」「特別なニーズを必要とする子どものための就学支援」「職業教育支援」を取り上げ、教育「支援」の実態を比較検討し、歴史的な文脈から立ち現われる教育「支援」の課題と可能性について明らかにした。その成果は報告書にまとめ広島大学レポジトリに掲載した。

研究成果の概要(英文)：This research is the historical research of international comparison on educational "supports". We focus on "exclusive" which was born by supporting. Specifically, from the 19th century to the 20th century, in Japan, Britain, Germany, Austria and Hungary, we inquired and discussed on child protection and mother education, attendance supports for special needs, and vocational education. And we show the subjects and possibility of educational "supports" from historical context. The result was summarized in the final report and up on Hiroshima University Repository.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育史 教育支援 福祉 国際比較

1. 研究開始当初の背景

(1) 現代的課題からみた教育「支援」史研究の重要性

第二次世界大戦以降、各国で国民国家体制から福祉国家体制への移行が進められてきた。福祉国家体制下での教育は、社会安定のための手段として位置付けられ、社会的に困難を抱えた弱者を社会に包摂するために、教育の役割が再認識されている。社会的弱者が学校教育や再教育・訓練を受けるための「支援」(ここでは教育「支援」と呼ぶ)は、非常に現代的な課題であると同時に、昔から各国で展開されてきた歴史的課題でもある。

(2) 従来の教育「支援」史研究との違い

社会的弱者に対する教育「支援」に関する制度政策史や個別的な社会教育・社会事業史のケース・スタディは膨大である。社会福祉史研究者、池田敬正が「社会福祉を人権史の一環として位置づけ、救貧制度や社会事業などの個別の歴史分析にとどめないうで、総体としての社会福祉史の叙述が求められる」と主張したように、ここ30年余りの社会福祉史研究では、社会福祉を特定階層の問題としてではなく、国民全体の人権の問題としてとらえる研究が主流になっている。

一方、教育の側でも、社会的弱者に対する教育は、福祉領域と教育領域の接点として研究されてきた。この「教育福祉」の代表的な研究者の一人である小川利夫とその後継者は、抑圧された人々を教育権・学習権の保障を通じて解放するという視点で研究を行ってきた。制度からこぼれおちている人々の権利を保障するために、彼らを制度内に組み込もうとすることは、大事なこともかもしれない。しかしながらそれを強調しすぎることには問題がある。

第一に、制度化されない分野が担ってきた活動の重要性を見失う可能性がある。イ

ギリス史研究者、金澤周作が主張するように、民間の慈善活動を乗り越えられるべきものとして捉えてしまうと、チャリティの真の姿は見えてこないし、「福祉の複合体」論を展開する高田実が指摘するように、民間による活動を抜きに全体像を捉えることはできない。以上のことから本研究では、国家、民間団体や篤志家を含めた多様な支援者の複合体として教育「支援」を捉える立場をとる。

権利保障やその制度化という点を強調することから生じる二つ目の問題は、制度化された保障が必ずしも社会的弱者が望む「支援」になっているわけではないという点である。教育社会学者、仁平典宏が指摘しているように、日本の現状では、社会的包摂を意図する社会的弱者に対する教育が「救済の手段」ではなく、「救済の条件」として彼らに強制される状況も生まれている。歴史的、あるいは国際的にみても、弱者救済の手段として教育が強制される状況は、珍しいことではない。たとえばイギリスでは、15世紀から孤児や極貧の子どもたちを強制的に徒弟修業につかせていた。「強制的」に行われたからといって、単純に被支援者が支援者に対して批判的な意見を持っていたとはいえないし、相互に対する調整もなく問答無用に展開されたとも一概には言えない。本研究では、支援者または被支援者、あるいはその家族の声を拾い上げると同時に、両者をつないでいた媒介者(ソーシャルワーカーや教師)の役割の解明に力を注ぐ。

(3) 新しい論点の提示

本研究が問題するのは、教育「支援」によって何が保障されたのかではない。被支援者は、教育へのアクセスを「支援」される前に、その「支援」を受けるに値するかどうか選別される点に注目する。

「支援」は社会的弱者を対象にしたもの

ではあるが、全ての人に対して無条件に行われたわけではない。本共同研究は、福祉と教育の接点に関心を持つ若手研究者が集まりであり、これまで二年半かけて 10 回の研究会を重ねてきた。その中で明らかになったのは、その時々状況に基づいて「教育を受けるに値する者」かどうかの選別が様々な方法、基準で行われていたことである。例えば、18 世紀ロンドンに設立された民間の慈善施設「ファウンドリング・ホスピタル」は、母子保護を行う際、母親の性格を判断基準に選別を行った。また両大戦下のドイツの戦争障害者は、社会復帰のための職業訓練を受けるために、障害認定と訓練プログラム参加認定という二段階の選別過程を経なければならなかった。

国であれ民間組織であれ、個人であれ、支援者がはじめから差別や排除を意図しているわけではないかもしれない。しかしこれまでの我々の研究成果から浮かび上がってきたのは、「支援」には、選別を通した排除の機能が不可分に結びついている点である。

2. 研究の目的

本共同研究の目的は、教育へのアクセスに対する支援、すなわち教育「支援」に付随してみえるこの「排除性」が、実際にはどのように展開されていたのかについて歴史的に探ることである。具体的には支援者、被支援者、彼らをつなぐ媒介者（ソーシャルワーカーや教師）が選別による排除をどのように捉えていたのか、どのようにして選別が行われたのかなど、選別過程や当事者に迫られた選択について比較分析することになる。

国際比較をするための共通課題は以下に示す三つである。（共通課題のうち、とは全体で取り組んで研究代表者がまとめる。は個別の研究で明らかにする。）

国家のみならず民間や篤志家を含む教育「支援」の担い手に関する全体像を描く。

多様な支援者がいたとしても、国家の役割を軽視することはできない。教育「支援」の全体像の中に国家による教育「支援」を位置づける。

各個別研究で対象とする教育「支援」における選別過程を明らかにし、選別されることで生まれる「排除性」を支援者や非支援者、媒介者がどのように捉え、選別が行われたのかを一次史料に基づいて実証的に明らかにする。

3. 研究の方法

研究代表者と 6 名の研究分担者、4 名の連携研究者で共同研究を行う。

(1) 全メンバーは 児童保護と教育「支援」(4 名)、 特別なニーズに対する就学「支援」(3 名)、 職業教育の「支援」(4 名)の三つの視点から各自で研究を進める。
(2) 研究代表者と研究分担者は共通課題と（教育「支援」の全体像と国家の位置づけ）に関する文献を収集し、成果をまとめ、研究報告会で報告する。

(3) 研究報告会（1、3 年目は 3 回、2 年目は 2 回）を開き、個別研究と共通課題に関する研究成果を報告し、議論を行う。研究報告会には、コメンテーターとして国内の研究者を招聘する。

(4) 研究代表者と研究分担者、連携研究者は成果をウェブ上で公開し、報告書を作成する。

4. 研究成果

毎年 3 回の研究会にはメンバー外からも多数の研究者の方々に参加いただき、活発な議論を重ねてきた。その成果は全体総括の岩下論文に示されている。

先に述べた共通課題に加えて、国家によ

る「支援」体制の違いもまた、「比較史」研究である以上、必ず検討すべきことだと意識していたが、しかしそれ以外にも研究を進めていくうちにいくつかの共通の課題が浮かび上がってきた。「支援」をひとたび行うことで、そこから排除される人々が生み出される。すなわち「排除の再定義」が行われる。この点に関わって我々が共通課題としたのは、科学的な知識・学問領域およびテクノロジーが「支援」に及ぼした影響と「戦争」が「支援」自体や被支援者に対するまなざしに与えた影響である。本研究のメンバーが研究対象とするのは近代以降のことであり、「支援に値するかどうか」の判断が医療専門職や心理学者などによって「科学的」証明を必要とする状況があったことが明らかとなった。イデオロギーや宗教に加えて「科学」が「支援の再定義」に与えた関係を問うことは非常に重要だと考える。また、「国民」の育成や、戦争障害者の取り扱い、金銭的状况など「戦争」抜きに捉える事の出来ない問題が教育「支援」にも大きく影響を与えていた。本研究の年度当初からの共通課題の一つは、当該支援と国家との関係性、あるいは国内の多様な教育支援体制における当該支援の位置づけについて整理することであったが、さらにその枠組みに「戦争」という時代性を加えるとどのような姿が描けるか、すべてのメンバーではないが、戦時期を対象としたいいくつかの研究でこの点も議論された。

我々が共同研究を進めるに渡ってもっとも頭を悩ませたのは、個々の「支援」が実際に何を「支援」しえたのか、あるいはしようとしたのか、という問いであった。先に述べた通り、当初我々は「児童保護」「就学支援」「職業教育」という三つの「支援」の内容を想定した。各グループでの論点の推移や議論の展開は、各グループリーダーによる活動報告で示されているが、ここで

は「何を支援しえたか」という問いに応える形で最終的に示された枠組みについて、簡単にまとめておこう。

「児童保護」グループでは、子どもの命だけではなく、「家族」「家庭」の機能を守ろうとしているのか、あるいは子どもの将来にどの程度の影響を及ぼし得たのか、などさまざまなことが議論された。とりわけ重要だったのは、子どもの「養育」の主体は誰かという問いであり、この問いは個人的な選択に留まるものではなく、近代以降、社会の枠組みを規定する国家政策の重要な問いとなっていた。一方でこの問いは「養育/教育可能性」という枠組みで親と子どもを分断する、あるいは多様な子どもを分類する流れも生み出した。そこにあったのは親あるいは子どもの「生き残り」戦略であり、それを国家や社会、組織がどのような形で「許すか」という、まさに「命」に関わる問題であった。その意味で、児童保護グループからは生存「支援」という枠組みが出された。

「就学支援」グループもまた、枠組みをめぐってさまざまな議論がなされた。途中、「特別なニーズ」という言葉を組み込んで研究会を開催した時期もあった。というのも、対象としたのが障害者、エスニック・マイノリティ、貧困児童などまさに「特別なニーズ」を必要とする者たちだったからである。しかしながらそこにもまた難しさを感じる事となった。「就学支援」グループが検討したのは社会における彼らの位置づけである。彼らは労働・商品経済市場への参加（選抜）が見込めない、ないしその可能性が低い者たちであった。労働市場や土地所有から排除され、網元にもなれない彼らになぜ就学を支援するのか、あるいは就学を支援した結果、何が起こったのかの解明が図られた。学校へのアクセスの問題は、教育/学習機会が奪われるというだけ

ではなく、彼らの生き方の可能性を左右するものであった。そうしたことからこのグループでは生活「支援」という枠組みが新たに設定された。ここで特に大事にされたのは教育と福祉を切り分けるのではなく、その重なり合いや接近への着目である。この点はすべてのグループで検討される課題であるが、とりわけこのグループで重要な課題として議論された。

枠組みの設定において、もっとも難しさを感じたのが「職業教育」グループであった。「職業教育」が非常に幅の広い概念であることは想定していたが、「多様である」ことを示すことに何の意義があるのか、もっと別の共通の枠組みを設定する必要があるのではないかという疑問は最後まで残り続けた。一般の子どもたちを対象にした「職業教育」と、浮浪児や孤児などの家庭での養育が困難な子どもたちに対する「職業教育」は何が違うのか、労働市場から排除された障害者への「職業教育」はいったい何を目的にしているのか、個々の研究から浮かび上がった問いは、そのまますべて「職業教育」の定義問題へと帰結した。最終的には労働者像だけではなく扶養者や良妻賢母など、社会が求めるそれぞれの役割像へとつながるものとして、「労働」に関わってどう生きていくのかを問うた生計「支援」という枠組みを設定した。

これらの枠組みが議論の結果出されたことは一つの成果であるが、しかしこれが本当に妥当な枠組みなのかを検討するという課題がまだ残されている。さらにまた、岩下論文で示された、本研究が含有している教育社会史研究に対する新しい論点についても検討する必要がある。この最終報告書において議論を整理したうえで、これらの課題を解決するために、「教育「支援」とその「排除性」をめぐる比較史研究」の第二段階の共同研究を続けていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

三時眞貴子、浮浪児の処遇と教育 19世紀マンチェスタを事例として -、教育科学(広島大学大学院教育学研究科教育学教室) 査読無、29、2013、5-41

岩下誠、「教育と福祉」若手部会/「イスラームと教育」部会例会、比較教育酒井史研究会『通信』、査読無、1、2013、1-4

北村陽子、現代ドイツ・スイス・ネーデルラント、史学雑誌、査読無、122-5、2013、368-375

北村陽子、第二帝政期ドイツにおける「母性保険」構想の展開と限界、社会科学(同志社大学人文科学研究所) 査読有 42-1、2012、223-245

Yoko Kitamura, "(Interview) Jedes Jahr um die halbe Welt", Hundert. Das Jubi&quml; umsmagazin der Deutschen Nationalbibliothek, 査読無, 4, 2012, 12-13

〔学会発表〕(計 14 件)

北村陽子、銃後と女性(シンポジウム 第一次世界大戦研究の到達点と展開 日本におけるドイツ近現代史研究者の視点から 第3報告) \ ドイツ現代史学会第37回大会、2014年9月20日、駒澤大学

北村陽子、戦後犠牲者の支援と女性の役割(シンポジウム 第一次世界大戦と女性 生と死をめぐって 第3報告) \ イギリス女性史研究会第22回研究会、2014年7月13日、甲南大学

北村陽子、フランクフルトから見たヒロシマ(シンポジウム 核の時代におけるヒロシマの記憶 第2報告) \ 第24回西日本ドイツ現代史学会、2014年3月28日、広島市立大学

岩下誠、教育支援/排除という視点は教育社会史研究においてどのような意義を持つか 理論的整理と課題、2013年度比較社会史研究会春季大会、2014年3月15日、西宮市大学交流センター

岩下誠、教育ヴォランティアはなぜ国家教育を代替できたのか? 国民協会の設立過程の検討から、2013年度比較社会史研究会春季大会、2014年3月15日、西宮市大学交流センター

河合隆平、不就学児童実態調査にあらわれた障害児の教育要求、第19回日本特別ニーズ教育学会札幌大会、2013年10月19日、北海道教育大学札幌校

三時眞貴子、浮浪児の職業教育 マンチェスタ認定インダストリアル・スクールの事例から、比較教育社会史研究会2013年春季大会、2013年3月18日、関西学院大学梅田キャンパス

河合隆平、戦後日本の不就学障害児問題と養護学校教育義務化の構造に関するレビュー、「就学支援・特別ニーズ」グループ研究会、2012年11月11日、慶應義塾大学

江口布由子、戦間期オーストリアの優生学・優生思想から見えること、西洋近現代史研究会サマーセミナー、2012年8月30日、ペンションらんぷる 群馬
土井貴子、20世紀初頭イギリスにおける民間企業による職業教育 職業教育と福祉職員 キャドベリー社の事例から、2011年第三回科学研究会、2012年3月11日、慶應義塾大学

森直人、「福祉国家」構想と 授産 の歴史的布置 教育機会と生存保障のはざままで、2011年度第三回科学研究会、2012年3月11日、慶應義塾大学

倉石一郎、就学義務の教会を歩いた人々：米国 visiting teacher を中心に、高知県の福祉教員との比較も視野に入れつつ、2011年第二回科学研究会、2011年11月20日、慶應義塾大学

江口布由子、子どもの流通、子どもの引き取り、2011年度第一回科学研究会、2011年6月25日、慶應義塾大学

中村勝美、【文献紹介】” Pamela Horn, Children’s Work and Welfare, 1780-1890, Cambridge, 1994 ”, 2011年第一回科学研究会、2011年6月25日、慶應義塾大学

〔図書〕(計9件)

北村陽子 他、岩波書店、現代の起点 第一次世界大戦 第2、2014、272

三時眞貴子、中村勝美、土井貴子、岩下誠 他、協同出版、教育の歴史、理念、思想、2014、335

河合隆平 他、糸賀一雄生誕100年記念事業実行委員会(図書印刷株式会社) 生きることが光になる、2014、350

江口布由子、姉川雄大 他、昭和堂、ハプスブルク史研究入門、2013、314

岩下誠、森直人、姉川雄大 他、昭和堂、福祉国家と教育、2013、331

岩下誠 他、ミネルヴァ書房、子どもの世紀 表現された子どもと家族像、2013、341

河合隆平、緑蔭書房、総力戦体制と障害児保育論の形成 日本障害児保育史研究序説、2012、313

北村陽子 他、昭和堂、反核から脱原発へ ドイツとヨーロッパ諸国の選択、2012、395

江口布由子 他、圏外に立つ法/理論法の領分[おしごと]を考える、2012、332

〔その他〕

ホームページ等

教育「支援」とその「排除性」に関する比較史研究 最終報告書

<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00035438>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三時 眞貴子 (SANTOKI, Makiko)
広島大学・教育学研究科・准教授
研究者番号：90335711

(2) 研究分担者

河合 隆平 (KAWAI, Ryuhei)
金沢大学・学校教育系・准教授
研究者番号：40422654

江口 布由子 (EGUTI, Fuyuko)
高知工業高等専門学校・総合科学科・准教授
研究者番号：20531619

土井 貴子 (DOI, Takako)
比治山大学短期大学部・幼児教育科・講師
研究者番号：00413568

北村 陽子 (KITAMURA, Yoko)
愛知工業大学・工学部・准教授
研究者番号：10533151

森 直人 (MORI, Naoto)
筑波大学 / 人文社会科学研究科(系)・准教授
研究者番号：10434515

姉川 雄大 (ANEGAWA, Yudai)
千葉大学・アカデミック・リンク・センター・特任助教
研究者番号：00554304
(平成24年度より分担研究者)

(3) 連携研究者

塩崎 美穂 (SHIOZAKI, Miho)
尚綱大学・短期大学部・幼児教育学科・准教授
研究者番号：90447574

中村 勝美 (NAKAMURA, Katumi)
広島女学院大学・人間生活学部・准教授
研究者番号：40310924

岩下 誠 (IWASHITA, Akira)
青山学院大学・教育人間科学部・准教授
研究者番号：10598105

倉石 一郎 (KURAIISHI, Ichiro)
京都大学・人間・環境学研究科・准教授
研究者番号：10345316